

## 小樽市職員の懲戒処分に関する指針

### 1 目的

この指針は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(以下単に「職員」という。)が同法第29条の規定による懲戒処分(以下単に「懲戒処分」という。)に付すべきと判断した事案について、懲戒処分がより一層厳正に行われるよう、標準的な懲戒処分の量定基準を定めることを目的とする。

### 2 懲戒処分の標準的な量定基準

標準的な懲戒処分の量定基準(以下「基準」という。)は、別表のとおりとする。

### 3 具体的な量定の決定

具体的な量定の決定に当たっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、また、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等も含め、総合的に考慮の上判断するものとする。

したがって、個別の事案の内容によっては、基準に掲げる量定以外とすることもあり得るものとする。例えば、基準の処分の種類より重いものとするのが考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。

また、例えば、標準基準に掲げる処分の種類より軽いものとするのが考えられる場合として、

- ① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
  - ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき
- がある。

また、基準に掲げられていない非違行為については、基準に掲げる取扱いを参考にし、判断するものとする。

4 施行期日

この指針は、平成19年8月1日から施行する。

5 その他

平成18年10月10日施行の「飲酒運転行為に係る懲戒処分の指針」は、廃止する。

<一部改正>

平成20年5月1日

## 懲戒処分の標準的な量定基準

## 1 一般服務関係

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
(1) 欠勤	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員	減給又は戒告
	イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員	停職又は減給
	ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員	免職又は停職
(2) 遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員	戒告
(3) 休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員	減給又は戒告
(4) 勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告
(5) 職場内秩序混乱	ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員	停職又は減給
	イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員	減給又は戒告
(6) 虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員	減給又は戒告
(7) 違法な職員団体活動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は市の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員	減給又は戒告
	イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員	免職又は停職
(8) 秘密漏えい	職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員	免職又は停職
(9) 個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員	減給又は戒告
(10) 政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した職員	戒告
(11) 兼業の承認等を得る手続の怠り	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員	減給又は戒告

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
(12) セクシュアル・ハラスメント (他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員	免職又は停職
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辭等の性的な言動」という。)を繰り返した職員	停職又は減給
	ウ わいせつな言辭等の性的な言動を執ように繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患にり患した場合	免職又は停職
	エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辭等の性的な言動を行った職員	減給又は戒告
(13) 入札談合等に関与する行為	市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合をそそのかすこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員	免職又は停職

## 2 公金・物品取扱い関係

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
(1) 横領	公金又は物品を横領した職員	免職
(2) 窃取	公金又は物品を窃取した職員	免職
(3) 詐取	人を欺いて公金又は物品を交付させた職員	免職
(4) 紛失	公金又は物品を紛失した職員	戒告
(5) 盗難	重大な過失により公金又は物品の盗難に遭った職員	戒告
(6) 物品損壊	故意に職場において物品を損壊した職員	減給又は戒告
(7) 失火	過失により職場において物品の出火を引き起こした職員	戒告
(8) 諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員	減給又は戒告
(9) 公金・物品処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又は物品の不適正な処理をした職員	減給又は戒告
(10) コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員	減給又は戒告

### 3 公務外非行関係

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
(1) 放火	放火をした職員	免職
(2) 殺人	人を殺した職員	免職
(3) 傷害	人の身体を傷害した職員	停職又は減給
(4) 暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員(人を傷害するに至らなかった場合に限る。)	減給又は戒告
(5) 器物損壊	故意に他人の物を損壊した職員	減給又は戒告
(6) 横領	自己の占有する他人の物(公金及び物品を除く。)を横領した職員	免職又は停職
(7) 窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取した職員	免職又は停職
	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員	免職
(8) 詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員	免職又は停職
(9) と博	ア と博をした職員	減給又は戒告
	イ 常習としてと博をした職員	停職
(10) 麻薬、覚せい剤等の所持又は使用	麻薬、覚せい剤等を所持し、又は使用した職員	免職
(11) めいていによる粗野な言動等	めいていして、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員	減給又は戒告
(12) 強制わいせつ	暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした職員	免職
(13) いん行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束していん行をした職員	免職又は停職
(14) 痴漢行為	公共の乗物等において痴漢行為をした職員	停職又は減給
(15) ストーカー行為	つきまとい等のストーカー行為をした職員	免職、停職又は減給

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
(1) 飲酒運転	ア 酒酔い運転で人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員	免職
	イ 酒酔い運転をした職員	免職又は停職
	ウ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた職員	免職又は停職
	エ ウの場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員	免職
	オ 酒気帯び運転をした職員	免職、停職又は減給
	カ オの場合において、措置義務違反をした職員	免職又は停職
(2) 飲酒運転ほう助等関係	酒気を帯びて車両を運転することを知って飲酒を勧め、又は当該車両に同乗した職員	当該職員を運転者とみなした場合に科すべき処分
(3) 飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員	免職、停職又は減給
	イ アの場合において、措置義務違反をした職員	免職又は停職
	ウ 人に傷害を負わせた職員	減給又は戒告
	エ ウの場合において、措置義務違反をした職員	停職又は減給
(4) 飲酒運転以外の交通法規違反	ア 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員	停職、減給又は戒告
	イ アの場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員	停職又は減給

5 監督責任関係

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
(1) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員	減給又は戒告
(2) 非行の隠ぺい、黙認	部下職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員	停職又は減給